



長野県告示第247号の3

社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱（昭和48年長野県告示第27号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2の表中

老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び軽費老人ホームの整備	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$			
老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち在宅介護支援センターの整備	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$		$\frac{3}{4}$	

を

老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び軽費老人ホームの整備	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$			
---	---------------	---------------	--	--	--

に改め、「で、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第15条第2項の規定に基づく整備計画に適合するものとして厚生労働大臣の承認を受けて行う事業」を削り、

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設		別に定める額		別に定める額	
--	--	--------	--	--------	--

を

介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項に規定する介護老人保健施設の整備		別に定める額	別に定める額	別に定める額	別に定める額
---	--	--------	--------	--------	--------

に「事業所」を「事業所の整備」に改める。

第3の見出しを「(補助対象経費及び補助額)」に改め、同第3第1項の表の社会福祉施設整備事業の項を次のように改める。

社会福祉施設整備事業	1 施設整備に要する工事費又は工事請負費（門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の整備（児童館、児童センター及び心身障害児総合通園センター（相談・検査部門）に係るものを除く。）に要する費用を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） 2 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）に要する費用 3 介護用リフト等特殊付帯工事に要する工事費又は工事請負費（知事が必要と認めた施設に限る。） 4 解体撤去に要する工事費又は工事請負費及び仮施設整備に要する賃借料、工事費又は工事請負費（知事が必要と認めた施設に限る。） 5 スプリンクラー設備に要する工事費又は工事請負費（既存施設のうち知事が必要と認めた施設に限る。）
------------	---

第3第2項を次のように改める。

2 対象経費の額は、事業の種別ごとに、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（設置主体が社会福祉法人、公益法人等、医療法人又は日本赤十字社である場合にあつては、その他の収入のうち寄附金以外のものの額。）を控除した額とする。

第3第3項中「対象経費」を「補助額」に、「単価」を「算定方法及び単価」に改め、同項を同第3第4項とし、同第3第2項の次の1項を加える。

3 補助額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2に規定する補助率が4分の1以内又は3分の2以内の設置主体が行う事業にあつては、事業の種別ごとに、別表第1、別表第2及び別表第3に定める基準額（以下この項において「基準額」という。）と対象経費の額を比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする。ただし、別表第1に掲げる地域交流スペース整備費に係る部分の補助額は、基準額と対象経費の額のうち地域交流スペースの整備に係る額を比較していずれか少ない方の額とする。

(2) 第2に規定する補助率が4分の3以内又は6分の5以内の設置主体が行う事業にあつては、事業の種別ごとに、基準額と対象経費の額に補助率を乗じた額とを比較していずれか少ない方の額を補助額とする。ただし、別表第1に掲げる地域交流スペース整備費に係る部分の補助額は、基準額と対象経費の額のうち地域交流スペースの整備に係る額を比較していずれか少ない方の額とする。

第17第1項中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

別表第1の主体工事費の項を次のように改める。

主体工事費	<p>1 定員1人を単位とするものは付表1に掲げる基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額、1施設を単位とするものは付表1に掲げる基準単価として定める額、1世帯を単位とするものは付表1に掲げる基準単価に当該施設の定員(世帯)を乗じて得た額。ただし、(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、それぞれ(1)及び(2)に定める額とし、(3)及び(4)に掲げる場合にあつては、それぞれ(3)及び(4)に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>(1) 一部改築及び拡張の場合は、社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張工事に係る国庫負担(補助)金の算出方法の取扱いについて(平成15年9月26日社援発第0926016号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)により算出した額</p> <p>(2) 積雪寒冷地域(寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表第1に掲げる地域)に所在する付表2に掲げる対象施設(以下「積雪寒冷地域体育施設」という。)にあつては、当該付表の基準額として定める額</p> <p>(3) 人口10万人以上の市において高層化して整備する場合であつて、都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成3年11月25日社第121号厚生省社会局長、児童家庭局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)に定める基準に適合する整備を行う場合は、上記に定める方法により算定された額に、今後5ヵ年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)の関連施設及び障害者施設等の対象施設にあつては0.10を、その他の施設にあつては0.08をそれぞれ乗じて得た額</p> <p>(4) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定された額に0.08を乗じて得た額</p> <p>2 1の規定にかかわらず、大規模な修繕その他特別な整備を必要とする場合は、別に定めるところにより知事が承認した額</p>
-------	---

別表第1の暖房設備工事費の項、冷房設備工事費の項、浄化槽設備工事費の項及び昇降機設備工事費の項を削り、同表中

スプリンクラー設備工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
消融雪設備工事費	
介護用リフト等特殊付帯工事費	
解体撤去工事及び仮施設整備工事費	

を

介護用リフト等特殊付帯工事費	別に定めるところにより知事が承認した額
解体撤去工事及び仮施設整備工事費	
スプリンクラー設備工事費	

に改め、同表の設備整備費の項中「付表6」を「定員1人を単位とするものは付表3」に、「設備整備費基準額」を「基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額、1施設を単位とするものは付表3に掲げる基準単価として定める額、1世帯を単位とするものは付表3に掲げる基準単価に当該施設の定員(世帯)を乗じて得た額」に改め、同表の改築に係る設備整備費の項中「付表6」を「定員1人を単位とするものは付表3」に、「設備整備費基準額」を「基準単価に当該施設の定員を乗じて得た額の2分の1以内で知事が承認した額、1施設を単位とするものは付表3に掲げる基準単価の2分の1以内で知事が承認した額、1世帯を単位とするものは付表3に掲げる基準単価に当該施設の定員(世帯)を乗じて得た額」に改め、同表の非常通報装置設備整備費の項中「付表7」を「付表4」に改め、同表の送迎バス・通園バス整備費の項中「付表8」を「付表5」に改め、同表の警察機関への非常通報装置等設備整備費の項を削る。

別表第1の付表1を次のように改める。

(付表1)

定員1人、1施設又は1世帯当たり基準単価

施設の種類別	単位	補助率が4分の1以内である場合の単価	補助率が4分の3以内である場合の単価	補助率が6分の5以内である場合の単価
救護施設 本体 個室整備加算	定員1人 定員1人	円 6,300,000 500,000	円 4,700,000 400,000	円 5,300,000 400,000
更生施設 本体 個室整備加算	定員1人 定員1人	6,300,000 500,000	4,700,000 400,000	
宿所提供施設	定員1人	2,200,000	1,700,000	
授産施設	定員1人	2,700,000	2,100,000	
社会事業授産施設	定員1人		2,100,000	
隣保館 本体 地域福祉事業のための訓練室等の整備加算 地域福祉事業のうち給食部門の整備加算 ホームレス自立支援事業のための居住部門整備加算	1施設 1施設 1施設 1施設		105,400,000 23,800,000 21,900,000 600,000	
生活館	1施設		105,400,000	
養護老人ホーム 全室個室化の場合 全室個室化以外の場合 老人ショートステイ用居室整備加算 個室で整備 2人室で整備 ヘルパーステーション整備加算	定員1人 定員1人 定員1人 定員1人 定員1人 1施設	6,100,000 5,600,000 3,200,000 2,200,000 10,100,000	4,600,000 4,200,000 2,400,000 1,700,000 7,600,000	5,000,000 4,600,000 2,600,000 1,900,000 8,400,000
特別養護老人ホーム 従来型 小規模生活単位型 老人ショートステイ用居室整備加算 従来型 小規模生活単位型 ヘルパーステーション整備加算	定員1人 定員1人 定員1人 定員1人 定員1人 1施設	7,800,000 5,500,000 3,200,000 1,800,000 10,100,000	5,900,000 4,100,000 2,400,000 1,400,000 7,600,000	6,500,000 4,500,000 2,600,000 1,500,000 8,400,000
老人デイサービスセンター 標準型 基本事業部門を整備する場合 基本事業部門と入浴部門を整備する場合 基本事業部門と給食部門を整備する場合 基本事業部門と入浴部門と給食部門を整備する場合 利用人員加算 21人～25人の場合 26人～30人の場合 小規模型・痴呆型 本体 機械入浴部門整備加算 都市型複合型デイサービスセンター加算 居住部門整備加算(生活支援ハウスとして整備する場合) ヘルパーステーション整備加算	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 定員1人 1施設		24,800,000 30,400,000 44,300,000 50,500,000 6,900,000 13,900,000 15,200,000 4,100,000 48,400,000 5,500,000 7,600,000	
老人短期入所施設 従来型 小規模生活単位型	定員1人 定員1人		6,000,000 4,800,000	
軽費老人ホーム(A型)	定員1人		4,800,000	
軽費老人ホーム(ケアハウス) 本体 ヘルパーステーション整備加算	定員1人 1施設		6,300,000 7,600,000	

在宅複合型施設 基本部門のみを整備する場合	1 施設		188,700,000		
基本部門と給食部門又はヘルパー部門を整備する場合	1 施設		196,700,000		
基本部門と給食部門とヘルパー部門を整備する場合	1 施設		204,600,000		
痴呆性高齢者グループホーム 定員 5 人	1 施設		23,500,000		
定員 6 人	1 施設		24,800,000		
定員 7 人	1 施設		26,300,000		
定員 8 人	1 施設		27,600,000		
定員 9 人	1 施設		29,000,000		
肢体不自由者更生施設 本体	定員 1 人	6,800,000	5,100,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
視覚障害者更生施設 本体	定員 1 人	6,600,000	4,900,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
聴覚・言語障害者更生施設 本体	定員 1 人	6,700,000	5,000,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
内部障害者更生施設 本体	定員 1 人	6,700,000	5,000,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
身体障害者療護施設 本体	定員 1 人	8,100,000	6,100,000	6,700,000	
個室整備加算	定員 1 人	700,000	500,000	600,000	
筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 等居室整備加算	定員 1 人	3,200,000	2,400,000	2,600,000	
身体障害者ショートステイ用居室整備加算	定員 1 人	3,400,000	2,500,000	2,800,000	
ヘルパーステーション整備加算	1 施設	10,100,000	7,600,000	8,400,000	
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	5,000,000	3,800,000	4,200,000	
身体障害者入所授産施設 本体	定員 1 人	7,400,000	5,600,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
身体障害者通所授産施設 本体	定員 1 人	4,400,000	3,400,000		
身体障害者療護施設通所型 (A 型) 整備加算	定員 1 人	4,600,000	3,500,000		
身体障害者福祉工場 本体	定員 1 人	5,400,000	4,000,000		
居住部門整備加算	定員 1 人	4,500,000	3,400,000		
身体障害者通所ホーム	定員 1 人	5,000,000	3,800,000		
補装具製作施設	1 施設	18,800,000	14,100,000		
点字図書館	1 施設	57,100,000	42,800,000		
聴覚障害者情報提供施設	1 施設	76,100,000	57,100,000		
身体障害者福祉ホーム	定員 1 人		6,500,000		
身体障害者デイサービスセンター 標準					
基本部分 (他の身体障害者更生援護施設等と併せて設備される場合)	1 施設		32,600,000		
基本部分 (上記以外の場合)	1 施設		41,400,000		
入浴部門整備加算	1 施設		5,900,000		
給食部門整備加算	1 施設		19,700,000		
介護部門整備加算	1 施設		14,500,000		
小規模 基本部分	1 施設		29,500,000		
入浴部門整備加算	1 施設		5,900,000		
給食部門整備加算	1 施設		13,100,000		
ヘルパーステーション整備加算	1 施設		7,500,000		

盲人ホーム	1施設		10,000,000	
市町村障害者生活支援センター	1施設		13,100,000	
知的障害者入所更生施設 本体	定員1人	6,400,000	4,800,000	5,400,000
知的障害者ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,400,000	1,800,000	2,000,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1施設	19,000,000	14,300,000	15,900,000
個室整備加算	定員1人	700,000	500,000	600,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	13,300,000
知的障害者通所更生施設 本体	定員1人	2,900,000	2,200,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	
知的障害者入所授産施設 本体	定員1人	6,000,000	4,500,000	
知的障害者ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,400,000	1,800,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	
知的障害者通所授産施設 本体	定員1人	2,900,000	2,200,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	
知的障害者デイサービスセンター 標準				
基本部分	1施設		38,900,000	
入浴部門整備加算	1施設		5,900,000	
給食部門整備加算	1施設		19,700,000	
小規模				
基本部分	1施設		29,500,000	
入浴部門整備加算	1施設		5,900,000	
給食部門整備加算	1施設		13,100,000	
知的障害者通勤寮	定員1人		3,700,000	
知的障害者福祉ホーム	定員1人		4,200,000	
知的障害者福祉工場	定員1人		4,100,000	
婦人保護施設	1世帯		5,600,000	
助産施設	定員1人	5,700,000	4,300,000	
乳児院 本体	定員1人	3,700,000	2,700,000	3,000,000
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	定員1人	1,200,000	800,000	900,000
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員1人	1,400,000	1,100,000	1,200,000
親子生活訓練室整備加算	定員1人	5,600,000	4,200,000	4,600,000
母子生活支援施設 本体	1世帯	12,800,000	9,700,000	
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	1世帯	7,100,000	5,400,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員1人	1,400,000	1,100,000	
母子家庭等子育て支援室整備加算	定員1人	1,830,000	1,380,000	
保育所 本体				
20～30人	定員1人	1,830,000	1,380,000	
31～45人	定員1人	1,410,000	1,060,000	
46～90人	定員1人	1,210,000	900,000	
91～120人	定員1人	1,170,000	870,000	
121～150人	定員1人	1,120,000	840,000	
151～180人	定員1人	1,090,000	820,000	
181～210人	定員1人	1,070,000	810,000	
211～240人	定員1人	1,050,000	790,000	
241～270人	定員1人	1,030,000	780,000	
271人以上	定員1人	1,010,000	760,000	
低年齢児の受入拡大のための乳幼児室又はほふく室等の整備する場合	1施設	5,700,000	4,300,000	
夜間保育所を整備する場合	1施設	9,500,000	7,100,000	
一時保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設	10,600,000	8,000,000	

特定保育事業のための保育室等を整備する場合	1施設	10,600,000	8,000,000	
地域における子育て支援のための子育て支援相談室等を整備する場合	1施設	15,200,000	11,400,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員1人	1,400,000	1,100,000	
児童養護施設				
本体	定員1人	5,500,000	4,100,000	
心理療法室整備加算	1施設	28,500,000	21,300,000	
子育て支援短期利用事業のための居室等整備加算	定員1人	2,100,000	1,600,000	
乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等を整備する場合	定員1人	1,400,000	1,100,000	
親子生活訓練室整備加算	1施設	5,600,000	4,200,000	
知的障害児施設				
本体	定員1人	5,000,000	3,800,000	4,200,000
知的障害児ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,300,000	1,800,000	1,900,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1施設	19,000,000	14,300,000	15,900,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	13,300,000
第1種自閉症児施設				
本体	定員1人	6,400,000	4,800,000	5,400,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	17,400,000	13,100,000	14,500,000
第2種自閉症児施設				
本体	定員1人	5,300,000	4,000,000	4,400,000
強度行動障害特別処遇事業のための居室等整備加算	1施設	19,000,000	14,300,000	15,900,000
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	13,300,000
知的障害児通園施設				
本体	定員1人	2,600,000	2,000,000	
自閉症・発達障害支援センター整備加算	1施設	16,000,000	12,000,000	
盲ろうあ児施設	定員1人	4,800,000	3,700,000	4,000,000
難聴幼児通園施設	定員1人	1,700,000	1,300,000	
肢体不自由児施設(入院治療部門)	定員1人	8,900,000	6,700,000	7,500,000
肢体不自由児施設(通院治療部門)	定員1人	2,700,000	2,100,000	
肢体不自由児療護施設	定員1人	5,400,000	4,000,000	4,500,000
肢体不自由児通園施設	定員1人	2,700,000	2,100,000	
重症心身障害児施設				
本体	定員1人	8,700,000	6,500,000	7,200,000
児童ショートステイ用居室整備加算	定員1人	2,400,000	1,800,000	2,000,000
情緒障害児短期治療施設				
本体	定員1人	6,500,000	4,900,000	5,500,000
心理療法室整備加算	1施設	43,700,000	32,800,000	36,400,000
児童自立支援施設				
本体	定員1人	7,700,000	5,800,000	
通所部門整備加算	定員1人	2,700,000	2,100,000	
心身障害児総合通園センター(療育訓練部門)	定員1人	2,300,000		
心身障害児総合通園センター(相談・検査部門)	1施設	146,500,000		
重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	定員1人		2,100,000	
へき地保育所	定員1人		740,000	
子育て支援のための拠点施設	1施設		11,800,000	

- (注) 1 身体障害者療護施設及び知的障害者入所更生施設において個室を整備する場合、入所定員の3割以内を限度として加算を行う。
- 2 身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に身体障害者通所授産施設の基準を適用する。
- 3 知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所授産施設の基準を適用し、知的障害者入所更生施設及び知的障害者通所更生施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所更生施設の基準を適用する。
- 4 保育所に分園を設置する場合には、当該分園に保育所の基準を適用する。

別表第1の付表2から付表4までを削り、同表の付表5中「身体障害者授産施設」を「身体障害者入所授産施設」に、「重度身体障害者授産施設 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)」を「知的障害者入所更生施設 知的障害者入所授産施設」に、

「1施設当たり330平方メートル」を「1施設当たり56,100,000円  
ただし、第2に規定する補助率が3/4以内である設置主体が行う事業にあつては1施設当たり42,100,000円とし、第2に規定する補助率が5/6以内である設置主体が行う事業にあつては、1施設当たり46,800,000円とする。」に改め、同付表5を同表の付表2とし、同付表2の次に次の付

表を加える。

(付表3)

定員1人、1施設又は1世帯当たり設備整備費基準単価

施設の種類別	単位	補助率が4分の1以内である場合の単価	補助率が4分の3以内である場合の単価	補助率が6分の5以内である場合の単価
救護施設	定員1人	円 129,000	円 97,000	円 108,000
更生施設	定員1人	129,000	97,000	
宿所提供施設	定員1人	129,000	97,000	
授産施設 授産設備加算	定員1人 1施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
原材料運搬車(家庭授産)加算	1台	528,000	396,000	
社会事業授産施設 授産設備加算	定員1人 1施設		97,000 知事が必要と認めた額	
原材料運搬車(家庭授産)加算	1台		396,000	
隣保館	1施設		2,334,000円の範囲内において、知事とその都度承認した額	
地域福祉事業のための訓練室等を整備する場合の加算	1施設		2,693,000	
地域福祉事業のうちの給食部門を整備する場合の加算	1施設		1,133,000	
ホームレス自立支援事業のための居住部門を整備する場合の加算	定員1人		71,000	
生活館				
132㎡の施設	1施設		1,015,000	
132㎡を超え198㎡以内の施設	1施設		1,355,000	
198㎡を超え264㎡以内の施設	1施設		1,562,000	
264㎡を超え331㎡以内の施設	1施設		1,769,000	
331㎡を超え661㎡以内の施設	1施設		2,002,000	
特別な設備を必要とする場合	1施設		332,000円の範囲内において、知事とその都度承認した額	
地域福祉事業のための訓練室等を整備する場合の加算	1施設		2,693,000	
地域福祉事業のうちの給食部門を整備する場合の加算	1施設		1,133,000	
養護老人ホーム	定員1人	129,000	97,000	108,000
老人ショートステイ用居室を整備する場合	定員1人	95,000	71,000	79,000
特別養護老人ホーム	定員1人	248,000	186,000	207,000
老人ショートステイ用居室を整備する場合	定員1人	95,000	71,000	79,000
老人デイサービスセンター 標準型				
基本事業のみを整備する場合	1施設		3,467,000	
基本事業と入浴部門を整備する場合	1施設		9,045,000	
基本事業と給食部門を整備する場合	1施設		4,600,000	
基本事業と入浴部門と給食部門を整備する場合	1施設		10,178,000	

小規模型・痴呆型	1 施設		2,705,000	
機械入浴部門を整備する場合の加算	1 施設		5,578,000	
給食部門を整備する場合の加算	1 施設		907,000	
居住部門を整備する場合(生活支援ハウスとして整備する場合)の加算	定員1人		97,000	
都市型複合型デイサービスセンターとして整備する場合の加算	1 施設		4,848,000	
老人短期入所施設	定員1人		186,000	
軽費老人ホーム(A型)	定員1人		97,000	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	定員1人		97,000	
在宅複合型施設 基本部門のみ整備する場合	老人短期入所施設 定員1人		別に定める額	
基本部門と給食部門を整備する場合	老人短期入所施設 定員1人		別に定める額	
痴呆性高齢者グループホーム	1 施設		別に定める額	
肢体不自由者更生施設 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合	定員1人	205,000	154,000	
視覚障害者更生施設 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合	定員1人	205,000	154,000	
聴覚・言語障害者更生施設 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合	定員1人	205,000	154,000	
内部障害者更生施設 身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合	定員1人 定員1人	129,000 205,000	97,000 154,000	
身体障害者療護施設 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	205,000 知事が必要と認めた額	154,000 知事が必要と認めた額	171,000 知事が必要と認めた額
筋萎縮性側索硬化症(ALS)等居室を整備する場合 特殊介護設備加算	定員1人 1 施設	121,000 知事が必要と認めた額	91,000 知事が必要と認めた額	101,000 知事が必要と認めた額
身体障害者ショートステイ用居室を整備する場合の加算	定員1人	121,000	91,000	101,000
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合	定員1人	205,000	154,000	171,000
身体障害者入所授産施設 授産設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	205,000 知事が必要と認めた額	154,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者通所授産施設 授産設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者療護施設通所型(A型)を整備する場合 リハビリテーション設備加算	定員1人 1 施設	205,000 知事が必要と認めた額	154,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者福祉工場 授産設備加算	定員1人 1 施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者通所ホーム	定員1人	129,000	97,000	



補装具製作施設	1施設	4,289,000	3,217,000	
点字図書館 点字印刷機加算	1施設 1施設	2,574,000 知事が必要と認めた額	1,931,000 知事が必要と認めた額	
聴覚障害者情報提供施設 情報機器加算	1施設 1施設	2,574,000 知事が必要と認めた額	1,931,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者福祉ホーム 室内移動設備加算	定員1人 1施設		97,000 知事が必要と認めた額	
身体障害者デイサービスセンター 標準型 入浴部門を整備する場合の加算 給食部門を整備する場合の加算 入浴部門と給食部門を整備する場合の加算 介護部門を整備する場合の加算 小規模型 入浴部門を整備する場合の加算 給食部門を整備する場合の加算 入浴部門と給食部門を整備する場合の加算	1施設 1施設 1施設 1施設 定員1人 1施設 1施設 1施設 1施設		3,467,000 5,578,000 1,133,000 6,711,000 78,000 2,705,000 5,578,000 907,000 6,485,000	
盲人ホーム	1施設		1,931,000	
市町村障害者生活支援センター	1施設		626,000	
知的障害者入所更生施設 職業訓練設備加算  知的障害者ショートステイ用居室を整備する場合の加算 強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合の加算 自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 1施設  定員1人 1施設 1施設	129,000 知事が必要と認めた額 112,000 513,000 835,000	97,000 知事が必要と認めた額 84,000 385,000 626,000	108,000 知事が必要と認めた額 93,000 428,000 696,000
知的障害者通所更生施設 職業訓練設備加算  自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 1施設  1施設	108,000 知事が必要と認めた額 835,000	81,000 知事が必要と認めた額 626,000	
知的障害者入所授産施設 授産設備加算  知的障害者ショートステイ用居室を整備する場合の加算 自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 1施設  定員1人 1施設	129,000 知事が必要と認めた額 112,000 835,000	97,000 知事が必要と認めた額 84,000 626,000	
知的障害者通所授産施設 授産設備加算  自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 1施設  1施設	108,000 知事が必要と認めた額 835,000	81,000 知事が必要と認めた額 626,000	
知的障害者デイサービスセンター 基本型 入浴部門を整備する場合の加算 給食部門を整備する場合の加算 入浴部門と給食部門を整備する場合の加算 重介護型 重介護部門を整備する場合の加算  入浴部門を整備する場合の加算 給食部門を整備する場合の加算 入浴部門と給食部門を整備する場合の加算 小規模型	1施設 1施設 1施設 1施設 1施設 重度知的障害者定員1人 1施設 1施設 1施設 1施設		3,467,000 5,578,000 1,133,000 6,711,000 3,467,000 78,000 5,578,000 1,133,000 6,711,000 2,705,000	

入浴部門を整備する場合の加算	1施設		5,578,000	
給食部門を整備する場合の加算	1施設		907,000	
入浴部門と給食部門を整備する場合の加算	1施設		6,485,000	
知的障害者通勤寮	定員1人		97,000	
知的障害者福祉ホーム	定員1人		97,000	
知的障害者福祉工場 授産設備加算	定員1人 1施設		81,000 知事が必要と認めた額	
婦人保護施設	定員1人		97,000	
助産施設	定員1人	776,000	582,000	
乳児院 30人以下 31人以上 子育て支援短期利用事業のための居室等を整備する場合の加算	定員1人 定員1人 定員1人	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額
母子生活支援施設 子育て支援短期利用事業のための居室等を整備する場合の加算	1世帯 1世帯	129,000 112,000	97,000 84,000	
母子家庭等子育て支援室を整備する場合の加算	定員1人	43,000	32,000	
保育所	定員1人	43,000	32,000	
児童養護施設 子育て支援短期利用事業のための居室等を整備する場合の加算	定員1人 定員1人	129,000 112,000	97,000 84,000	
知的障害児施設 職業補導設備加算	定員1人 1施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	108,000 知事が必要と認めた額
知的障害児ショートステイ用居室を整備する場合 強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合の加算	定員1人 1施設	112,000 513,000	84,000 385,000	93,000 428,000
自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	1施設	835,000	626,000	696,000
第1種自閉症児施設 100人以下 101人以上 自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 定員1人 1施設	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額
第2種自閉症児施設 職業補導設備加算	定員1人 1施設	129,000 知事が必要と認めた額	97,000 知事が必要と認めた額	108,000 知事が必要と認めた額
強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合の加算	1施設	513,000	385,000	428,000
自閉症・発達障害支援センター整備する場合の加算	1施設	835,000	626,000	696,000
知的障害児通園施設 自閉症・発達障害支援センターを整備する場合の加算	定員1人 1施設	108,000 835,000	81,000 626,000	
盲ろうあ児施設	定員1人	129,000	97,000	108,000
難聴幼児通園施設 難聴幼児訓練設備加算	定員1人 1施設	108,000 知事が必要と認めた額	81,000 知事が必要と認めた額	
肢体不自由児施設(入院治療部門) 100人以下 101人以上	定員1人 定員1人	別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額
肢体不自由児施設(通院治療部門)	定員1人	108,000	81,000	
肢体不自由児療護施設	定員1人	129,000	97,000	108,000

肢体不自由児通園施設	定員1人	108,000	81,000	
重症心身障害児施設 100人以下 101人以上 児童ショートステイ用居室を整備する場合	定員1人 定員1人 定員1人	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額	別に定める額 別に定める額 別に定める額
情緒障害児短期治療施設	定員1人	129,000	97,000	108,000
児童自立支援施設 通所部門を整備する場合	定員1人 定員1人	129,000 108,000	97,000 81,000	
心身障害児総合通園センター(療育訓練部門) 知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 難聴幼児訓練設備加算 肢体不自由児通園施設	定員1人 定員1人 1施設 定員1人	108,000 108,000 知事が必要と認めた額 108,000		
心身障害児総合通園センター(相談・検査部門)	1施設	知事が必要と認めた額		
重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	定員1人		81,000	
へき地保育所 大型遊具加算	定員1人 1施設		32,000 知事が必要と認めた額	
子育て支援のための拠点施設 遊具加算	1施設 1施設		1,015,000 知事が必要と認めた額	

- (注) 1 身体障害者入所授産施設及び身体障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に身体障害者通所授産施設の基準を適用する。  
 2 知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所授産施設の基準を適用し、知的障害者入所更生施設及び知的障害者通所更生施設に分場を設置する場合には、当該分場に知的障害者通所更生施設の基準を適用する。  
 3 保育所に分園を設置する場合には、当該分園に保育所の基準を適用する。

(付表4)

非常通報装置設備整備費基準額

対 象 施 設	基 準 額
保護施設 社会事業授産施設 隣保館 生活館 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 軽費老人ホーム 在宅複合型施設 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(身体障害者小規模通所授産施設を除く。) 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者デイサービスセンター 盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設(知的障害小規模通所授産施設を除く。) 知的障害者デイサービスセンター 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害者福祉工場 婦人保護施設 児童福祉施設(児童館及び児童センターを除く。) 心身障害児総合通園センター へき地保育所 重症心身障害児(者)通園事業施設(A型) 子育て支援のための拠点施設	1 新たに設置する場合 1施設 528千円。ただし、第2に規定する補助率が3/4以内である設置主体が行う事業にあつては1施設当たり396千円とし、第2に規定する補助率が5/6以内である設置主体が行う事業にあつては、1施設当たり440千円とする。 2 既設の装置に自動火災報知設備と連動させるための蓄積機能を付加する場合 1施設 265千円。ただし、第2に規定する補助率が3/4以内である設置主体が行う事業にあつては1施設当たり199千円とし、第2に規定する補助率が5/6以内である設置主体が行う事業にあつては、1施設当たり221千円とする。

(付表5)

送迎バス・通園バス整備費対象施設

区分	対象施設
初度整備	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（老人ショートステイ用居室を20床以上整備する場合に限る。） 老人短期入所施設 在宅複合型施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者通所授産施設 知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設（通院治療部門） 肢体不自由児通園施設 心身障害児総合通園センター（療育訓練部門） 重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）
	通所事業を行う次の施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設
	身体障害者療護施設通所型（A型）を整備する次の施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設
	重症心身障害児（者）通園事業（B型）を行う次の施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害児施設 第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設
既存施設整備	身体障害者療護施設（身体障害者療護施設通所型（A型）を整備する施設に限る。） 身体障害者通所授産施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者通所授産施設 知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設（通院治療部門） 肢体不自由児通園施設 心身障害児総合通園センター（療育訓練部門） 重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）
	通所事業を行う次の施設 身体障害者更生施設 身体障害者授産施設
	重症心身障害児（者）通園事業（B型）を行う次の施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害児施設 第1種自閉症児施設 第2種自閉症児施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設

別表第1の付表6から付表8までを削る。

別表第2の1の主体工事費の項を次のように改める。

主体工事費	児童館	217.6平方メートル以上	鉄筋	円
				32,550,000
児童厚生施設			ブロック	28,692,000
			木造	32,550,000
			鉄筋	50,166,000 〔大型児童センターにあつては69,902,000〕
	児童センター	1 創設及び改築の場合 336.6平方メートル以上。 ただし、大型児童センターについては、500平方メートル以上	ブロック	44,176,000 〔大型児童センターにあつては60,974,000〕
			木造	50,166,000 〔大型児童センターにあつては69,902,000〕
			鉄筋	1平方メートル当たり139,800
		2 増築の場合（小型児童館を増築して児童センターとする場合に限る。） 知事が承認した面積。ただし119平方メートルを限度とする。	ブロック	121,900
			木造	139,800

	児童クラブ 室の整備を 行う場合の 加算	31.8平方メートル以上	鉄筋	4,451,000
			ブロック	3,878,000
			木造	4,451,000
痴呆性高齢者グループホーム（公益法人等及び医療法人が整備する場合に限る。）				20,000,000
介護老人保健施設（分館型介護老人保健施設にあつては、各基準額の1/2とする。）	整備基本額	介護老人保健施設を新設する場合		25,000,000
	過疎地加算			55,000,000
	ユニットケア型加算	ユニットの定員の合計が入所定員のおおむね1/2を超えないユニット数までを限度とする。		1ユニットにつき 6,000,000
	病床転換加算			削減1床につき 1,000,000
	増床加算	50床を限度とする。 1 通常型 2 ユニットケア型		1床につき 350,000 500,000
	改修経費	ユニットケア型 ただし、ユニットの定員の合計が入所定員のおおむね1/2を超えないユニット数までを限度とする。		1ユニットにつき 3,000,000
訪問看護事業所	20平方メートル以上かつ当該施設整備事業の事業費の額が50万円以上			4,000,000

別表第2の1の暖房設備工事費の項、冷房設備工事費の項、浄化槽設備工事費の項及び解体撤去工事費及び仮施設整備工事費の項を削

り、同1の設備整備費の項中 「補助率は基準額の1/2とする。 5,000,000」 を

「 2,500,000」 に改め、同1の注を削る。

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公布の日から施行する。ただし、第17第1項の改正規定（「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱の規定は、平成15年度の補助金から適用する。

厚生課

長野県告示第247号の4

社会福祉施設、設備近代化事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第293号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第2第4号中「第14条第1項」を「第5条の3」に改める。

第11中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第11の改正規定（「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。

厚生課

長野県告示第247号の5

社会福祉施設整備民間資金差額補助金交付要綱（平成9年長野県告示第561号）の一部を次のように改正します。

平成16年3月31日

長野県知事 田中康夫

第1中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第29条第1項」を「第31条第1項」に改める。

第16第1項中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第16第1項の改正規定（「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に改める部分に限る。）は、平成16年4月1日から施行する。

厚生課